

岩手県告示第297号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第716号）で公示した公共測量を終了した旨北上市長から次のとおり通知があった。

平成31年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市
- 2 実施した期間 平成30年9月18日から平成31年3月14日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（MMSデータ計測）